

平成29年度 公立保育所

保育所の自己評価

平成20年3月に告示された保育所保育指針(以下、「保育指針」という。)において、保育士等及び保育所の自己評価並びにその公表が努力義務として位置付けられました。保育施設として、その運営や保育内容等について保護者の皆様や地域の皆様に説明することは、保育所の重要な責務です。このことを踏まえ、公立保育所では保育の質の向上を図るために利用者調査を実施するとともに、保育所の自己評価を実施いたしました。

今後は、評価の結果を踏まえ当該保育所において保育内容等の改善を図るとともに、保護者の皆様や地域の皆様との信頼関係がより強固なものとなるようにしてまいります。

【評価対象期間】

平成29年4月1日から平成29年9月30日まで

【評価責任者】

八王子市こども家庭部保育幼稚園課
富士見台保育園

施設長 坂口 貴恵

1. 人権尊重

子どもの人権条約の遵守、ならびに本市が制定した「すこやか宣言」を尊重し、子どもの最善の利益を追求する。

小分類	評価結果	評価の根拠・具体的事例および改善方法
(1)子どもの人権に十分配慮するとともに、文化の違いを認め、互いに尊重する心を育てるよう配慮している。	89%	保育士が、専制的に子どもを指導することがないよう、子どもの意向を聞いている。また、子どもの気持ちを汲み、1つの枠の中に子どもを入れることのないように努めている。 文化の違いに関しては、具体的な取り組みにまでは至っていない。
(2)性差への先入観による固定的な観念や役割分業意識を植え付けないよう配慮している。	96%	大人が性差への先入観を植え付けることがないように配慮している。具体的には、①制作等で使う色紙を、性による色指定をせず、自由に好きな色を選ばせる、②遊戯の衣装の色等を性によって区別しない、③公の場で呼名をするときには「くん、さん」などと呼び分けをせず、「さん」で統一するなどである。

2. 説明責任

保護者や地域の子育て家庭に、保育所の役割や保育内容について情報提供をする。

小分類	評価結果	評価の根拠・具体的事例および改善方法
(1)理念や基本方針が利用者等に周知されている。	81%	年度当初の懇談会において、理念、方針などを書いたプリントを配布し、説明している。 新入児面談では理念、方針などが書かれた保育園のしおりを配布し、それに沿って説明している。 自治会においては、理念や方針の説明は行っていない。 地域に関しては、ひろば利用者や園見学などにきた方を対象に、保育方針や特色を説明している。
(2)保護者が意見を述べやすい体制が確保されている。	83%	相談、面談希望の家庭に対しては、個別に対応している。 園のスペースに限りはあるが、別室対応をする、パーテーションで区切るなど、意見を述べやすいような環境をできる範囲で対応している。

3. 情報保護

保育にあたり知り得た子どもや保護者の情報は、正当な理由なく漏らしてはならない。

小分類	評価結果	評価の根拠・具体的事例および改善方法
(1) 利用者のプライバシー保護に関する規程・マニュアル等を整備している。	86%	個人情報保護事務の手引きなどを参考にしながら保育にあたり、知り得た情報は、厳正に取り扱っている。 写真の掲示、掲載に関しては承諾書をいただくなどの手続きをしている。
(2) 遵守すべき法令等を正しく理解するための取り組みを行っている。	67%	臨時職員の雇用時、実習生、ボランティア等は、オリエンテーション時に個人情報保護に関する説明を行っているが、 今後は園内研修などで遵守する法令等の具体的な説明をしていく必要がある。

4. 苦情処理

保護者からの信頼を高め、福祉サービスの質の向上に向けた取り組みの一環として、保護者等からの苦情や意見等に対して、迅速に対応を進める。

小分類	評価結果	評価の根拠・具体的事例および改善方法
(1) 保護者が相談や意見を述べやすい環境を整備し、迅速に対応している。	95%	保護者の意見に傾聴し、その都度、対応をしている。なるべく迅速に対応できるようにしている。
(2) 苦情解決の仕組みが確立され、十分に周知・機能している。	85%	苦情受付責任者、苦情解決責任者、第三者委員会の設置などについて、入園面接、年度当初の懇談会で書面、口頭で説明している。また、掲示でも知らせている。 苦情内容の全公開はしていない。

5. 保育内容

一人ひとりの子どもの置かれている状態、及び家庭・地域社会における生活の実態を把握するとともに、子どもを温かく受容し、適切な保護・世話をし、子どもが安心感と信頼感をもって活動できるようにする。

小分類	評価結果	評価の根拠・具体的事例および改善方法
(1) 保育計画が保育の基本方針に基づき、さらに地域の実態や保護者の意向等を考慮して作成されている。	89%	保育計画等は地域の特性を生かしながら、作成するようにしている。具体的には、豊かな自然を生かした保育や、地域交流の取り組みなどを取り入れている。
(2) 指導計画の評価を定期的に行い、その結果に基づき指導計画を改定している。	87%	月毎の指導計画は、前月の反省のもと、作成している。年間の流れとしては、半期で1度振り返りを行い、反省を生かしている。年度末に年間反省を行い見直しをしている。
(3) 子ども一人ひとりへの理解を深め、受容しようと努めている。	91%	子どものあるがママを受け止める保育をするよう努めている。人的な確保が難しいこともあるが、子ども達の話に耳を傾け、子どもが意見を言いやすい環境をつくることで、子どもが指示待ちにならないよう配慮している。
(4) 子どもが自発的に活動できる環境が整備されている。	87%	玩具や遊具等については子どもの発達や要望に合わせて、自由に使用できるように心掛けているが、場合によっては遊びに制限をかけ、安全を最優先している。

小分類	評価結果	評価の根拠・具体的事例および改善方法
(5) 基本的な生活習慣や生理現象に関しては、一人ひとりの子どもの状況に応じて対応している。	92%	基本的な生活習慣については、よい環境の中で育つよう配慮しているが、食事のマナーや手洗い、うがい、服をたたむなどの習慣づけに関しては、個人差があり、徹底するまでには至っていない。
(6) 身近な自然や社会と関われるような取り組みがなされている。	87%	子どもたちが、身近な自然と関われるような保育に取り組んでいる。小動物の飼育、泥んこ遊び、色水遊びなどを通し、自然の事象に関心を持つような保育を実施している。また、地域の学校、ボランティアさん等との関わりを通して、社会と関われるような保育をしている。
(7) さまざまな表現活動が自由に体験できるように配慮されている。	86%	制作用具、材料に関しては、子どもの要望に合わせて自由に使用できるよう心掛けているが、場合によっては遊びに制限をかけ、安全を最優先している。
(8) 遊びや生活を通して、人間関係が育つよう配慮している。	90%	子ども同士のトラブルの際には、子どもの気持ちを代弁し、伝えることで、相手の気持ちを考えることができるよう言葉かけをしている。保育士や子ども同士とのやり取りの中で、人間関係が育つよう努めている。
(9) 乳児保育のための環境が整備され、保育の内容や方法に配慮がみられる。		

16. 食育

食事は子どもの身体的成長の基本であり、心豊かに食を楽しむ、自然の恵みに感謝し、子どもの命を守る大切な事項である。年齢にあった調理方法や栄養のバランスはもとより、食習慣の確立・栄養教育・心の健康づくりという目的に応じて一人ひとりの子どもに配慮する。

小分類	評価結果	評価の根拠・具体的事例および改善方法
(1) 食育を通して、こどもたちが食事を楽しむことができる工夫をしている。	92%	収穫物による調理、ピーラーを使った野菜の皮むき体験(4, 5歳児)、調理保育(5歳児)など、食育を通して、子ども達が食事に興味を持ち、食事を楽しめるような取り組みをしている。 旬の食材や行事食の際には、その説明を行い、食に興味を持てるような工夫をしている。
(2) 子どもの食生活を充実させるために、家庭と連携している。	95%	その日の献立はサンプルで展示(夏季を除く)し、保護者に知らせている。子どもに人気のあるメニューは、レシピを置くなどし、作り方を示している。保護者向けの給食試食会を年に1回実施している。
(3) 食物アレルギーは、個別に配慮し食事を提供している。	99%	厚生労働省のアレルギー対応マニュアルに準じたマニュアルで、食物アレルギーの個別配慮を行っている。
(4) 文化、習慣の違いなどの個別に配慮した食事を提供している。	91%	文化、習慣の違いなどの個別に配慮した食事を、除去食などで対応することができる。

6. 要保護児童への対応

児童虐待の兆候を見逃さないよう、保護者や子どもの様子に細心の注意を図る。万が一、虐待が疑われるような場合には、情報が施設長に必ず届くような体制を整えている。

小分類	評価結果	評価の根拠・具体的事例および改善方法
(1) 虐待を受けていると疑われる子どもの早期発見に努め、得られた情報が速やかに園長まで届くようになっている。	87%	保育園の全職員を対象とした子ども家庭部スキルアップ研修を通し、虐待等に関する知識を学んでいる。園の職員が順番で学んでいくので、一人ひとりの研修から研修までの期間が長くなってしまいう課題がある。園内研修などで補う必要がある。
(2) 虐待を受けていると疑われる子どもの保護者への対応について児童相談所等の関係機関に照合、通告を行う体制が整っている。	87%	要保護児童対策地域協議会などを持ち、必要な対応ができるよう体制を整えている。児童相談所、地域子ども家庭支援センター石川と連携をしている。

7 特別な支援を要する子どもへの対応

インクルージョンを基本に保護者や職員間で共通認識を持ち、巡回発達相談員、専門機関と連携しながら、子どもの発達を保証する。

小分類	評価結果	評価の根拠・具体的事例および改善方法
(1) 環境が整備され、保育の内容や方法に配慮がみられる。	85%	特別な支援を要するお子さんに対し、人的な配慮をするよう努めている。バリアフリーの対策などは遅れている。園内研修等で、お子さんに対する共通理解をさらに図っていく必要がある。

8. 家庭福祉員への支援

子育てや関連機関に関する情報を交換するとともに、保育所施設の提供、研修等の支援、保育の補完など支援していく。

小分類	評価結果	評価の根拠・具体的事例および改善方法
(1)地域における子育て支援の情報や保育園の行事への参加をよびかけている。	100%	保育園との距離もあるので、行事への参加は難しいが、子ども支援担当が毎月訪問し、保育園の様子や子育て支援の情報の伝達をしている。
(2)児童福祉員の保育の補完を支援している。	83%	家庭福祉員の休暇のための保育の補完事業は、富士見台保育園としては非該当であるが、紙芝居や玩具の提供を毎月行っている。
(3)研修への参加を呼びかけ、情報の交換をする。	100%	子ども支援担当が資料を持って訪問し、研修の参加を呼びかけている。

9. 在宅子育て家庭への支援

多様な子育てニーズや地域の住民が求める援助を把握し、それに基づいた事業・取組を実施していく。

小分類	評価結果	評価の根拠・具体的事例および改善方法
(1)地域の福祉ニーズを把握している。	100%	ひろばに参加している地域の保護者に実際に聞き取りをしたり、アンケートを実施することで、ニーズの把握に努めている。
(2)地域の福祉ニーズに基づく事業・取組が行われている。	60%	富士見台保育園では実施していない事業があり、評価結果の数値が下がっている。 アンケートなどでニーズの把握に努めている。

10. 健康支援

子どもの健康状態、ならびに発達状態を把握する。また、疾病への対応は適切に行い、保護者ならびに全職員に周知し、必要に応じて関係機関も含め情報を共有する。

小分類	評価結果	評価の根拠・具体的事例および改善方法
(1)登所時や保育中の子どもの健康管理はマニュアルなどがあり、子ども一人ひとりの健康状態に応じて実施している。	91%	平成29年度は健康カードを改め、既往症や予防接種の状況について、保護者から確実に情報を得られるようにした。また、視診の徹底など、子ども一人ひとりの健康状態の把握に努めている。
(2)健康診断の結果について、保護者や職員に伝達し、それを保育に反映させている。	81%	健康診断の結果は保護者には通知している。担任は、クラスの園児の結果を把握しているが、全職員は全園児の結果を把握していない。

小分類	評価結果	評価の根拠・具体的事例および改善方法
(3) 歯科検診の結果について、保護者や職員に伝達し、それを保護者に反映させている。	80%	歯科検診の結果は保護者には通知している。担任は、クラスの園児の結果を把握しているが、全職員は全園児の結果を把握していない。
(4) 感染症発生時に対応できるマニュアルがあり、発生状況を保護者に通知している。	84%	感染症に関するマニュアルは厚生労働省のマニュアルに準じている。学校保健法で決められている感染症が発生した際には、状況を掲示する、電話連絡を受けた際に保護者にお伝えをするなどの方法を取り、周知している。

1 1. 環境・衛生管理

施設的环境を常に適切な状態に保持するとともに、施設内外の設備、用具等の衛生管理に努める。また、子どもおよび職員が、手洗い等により清潔を保つようにするとともに、施設内外の保健的環境の維持向上に努める。

小分類	評価結果	評価の根拠・具体的事例および改善方法
(1) 子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備している。	90%	日常点検表、園庭遊具点検表などを用いて、施設の安全な環境に努めている。 園舎の老朽化などの課題はあるが、改修工事などで対応している。
(2) 生活の場に相応しい環境とする取組を行っている。	88%	職員が少ない時間帯については、個別対応が難しいこともある。子どもの健康状態や気分が乗らない時などの空間的、人的環境については、できる範囲で対応に努めている。

12. 保護者への支援

保護者との信頼関係を築き、子どもの最善の利益を考慮した保育ができるよう、育児相談や懇談会・家庭連絡等を充実する。

小分類	評価結果	評価の根拠・具体的事例および改善方法
(1)一人ひとりの保護者と日常的な情報交換に加え、個別面談等を行っている。	91%	個別面談は、必要に応じ行っている。 全家庭に対しては行っていないので、来年度の課題である。
(2)家庭の状況や保護者との情報交換の内容が必要に応じて記録されている。	83%	連絡帳や面談記録は等はあるが、共通の書式は持っていないので、検討が必要である。
(3)子どもの発達や育児等について、懇談会等の話し合いの場に加えて、保護者と共通理解を得るための機会を設けている。	96%	保育参観(参加)、給食試食会、保護者懇談会を年1回以上行い、開かれた保育園を目指している。また、父親の育児参加を促す懇談会等も実施している。

1 3. 研修計画

保育の質の向上のために定めた目標に向け、組織として目的意識をもった研修計画を策定し、その基本姿勢を計画の中に明示すると共に取組みを実施する。また、全市的な視点をもって資質向上の取組みをする。

小分類	評価結果	評価の根拠・具体的事例および改善方法
(1) 職員の教育・研修に関する基本姿勢が明示されている。	67%	職員が研修に参加できるよう配慮している。 職員研修に関する基本姿勢は明示されていない。
(2) 個別の職員に対して組織としての教育・研修計画が策定され計画に基づいて具体的な取組みが行われている。	100%	職員の必修研修に関しては、職員課が計画的に、行っている。 園内研修に関しては、年度後半に実施できた。 任意の研修に関しては、園の体制が取れる範囲で参加している。
(3) 定期的に個別の教育・研修計画の評価・見直しを行っている。	80%	必修研修に関しては、職員課が評価、見直しを行っている。 研修に参加した職員は、報告レポートや会議での発表等で報告をしているが、すべてできているわけではない。
(4) 資質向上の取組みを全市的に行っている。	100%	保育従事者研修等、就学前の子どもに関わる施設の職員に対し、資質向上のための研修を企画し、実施している。

14. 小学校との連携

子どもの連続的な発達などを考慮して、互いに理解を深めるようにするとともに、子どもが就学に期待感を持ち自信と積極性を持って生活できるようにする。

小分類	評価結果	評価の根拠・具体的事例および改善方法
(1) 小学校との間で、小学生と園児とが行事などで交流する機会を設けており、職員間の話し合い、研修などの連携体制が整備されている。	93%	「保幼小連携の日」を設け、小学校教員と保育園職員の話し合いの場に行っている。また、お互いの保育、教育を見学したり、参加したりする中で連携を図っている。 小学生と園児が交流する機会を設け、滑らかに就学できるように配慮している。

15. 地域との交流

保育所が地域社会の一員としての社会的役割を果たすと共に、地域の協力の中で子どもが育つような取組を行う。

小分類	評価結果	評価の根拠・具体的事例および改善方法
(1) 地域との関係が適切に確保されている。	94%	地域の行事に、園児と保護者、職員が参加し、地域を盛り上げている。 「八王子市青少年対策ひよどり山地区委員会」に属し、地域との関わりを持っているが、保育と地域の関わりについての考え方を文書化するまでには至っていない。
(2) 保育所が有する機能を地域に還元している。	71%	子育て情報の配布、ホームページなどへの掲載で、保育園の機能を地域の子育て家庭へ還元している。 子育てをしていない家庭に対しては、保育所の機能の還元はできていない。
(3) ボランティア受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。	83%	ボランティアの積極的な受け入れをボランティアセンターに明示している。 また、継続的なボランティアを希望する方には、八王子市子育て応援団 Bee ネットボランティアへの登録を勧めている。 近隣の大学等と連携をし、ボランティアの募集をしている。

小分類	評価結果	評価の根拠・具体的事例および改善方法
(4) 関係機関等との連携が適切に行われている。	100%	八王子市青少年対策ひよどり山地区委員会、要保護児童対策地域協議会などに所属し、地域の関係機関との連携に努めている。
(5) 地域の福祉向上のための取組を行っている。	78%	子育て家庭に対し、アンケートをとり、地域のニーズの把握に努めているが、子育て家庭以外のニーズは把握できていない。
(6) 地域の福祉ニーズに基づく事業・活動が行われている。	67%	地域の子育てニーズの把握に努めている。具体的な事業としては「緊急保育」「親子体験保育」を行い、これらの事業は、事業計画に明示している。平成29年度は「緊急保育」の利用率が高かった。一時保育等他の事業は実施していないので、近隣の実施園を紹介している。

17. 安全対策・事故防止

災害や事故の発生に備え日常点検や避難訓練を実施すると共に、外部からの不審者等の侵入防止のための措置や訓練など、不測の事態に備えて必要な対応を図る。また、保育中の事故防止のために保育所内外の安全点検に努め、安全対策のために職員の共通理解や体制づくりを図る。

小分類	評価結果	評価の根拠・具体的事例および改善方法
(1)調理場、水回り等の衛生管理は、マニュアルに基づいて適切に実施されている。	80%	大量調理衛生管理マニュアルに基づき、衛生的に給食調理を行っている。 食品衛生自主管理点検表にて毎日、チェックを行っている。
(2)事故防止等のチェックリスト等があり、事故防止に向けた具体的な取り組みを行っている。	81%	子どもの事故に関しては再発防止のために報告をしている。 また、園児に対する安全教育を行い、遊具の正しい使い方などを伝えている。 日常点検表、園庭遊具点検表で遊具の危険箇所をチェックしている。

18. 長時間保育の配慮

長時間にわたる保育にふさわしい環境を整備し、子どもが安心して過ごせるように配慮する。

小分類	評価結果	評価の根拠・具体的事例および改善方法
(1)長時間にわたる保育のための環境が整備され、保育の内容や方法に配慮がみられる。	89%	年齢に合った環境で、それぞれが好きな遊びができるよう配慮している。 しかし、長時間保育の時間帯は、保育士の人数にも限りがあるので、個別配慮にも制限はかかっている。

